事 務 連 絡 令和2年5月29日

都道府県各保健所設置市 衛生主管部(局)特別区

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS) を活用した感染症発生動向調査について

「感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について」(令和2年5月29日健感発0529第2号)別紙(以下「改正実施要綱」という。)において、新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査については、これまでの感染症発生動向調査システムに代えて、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(以下「HER-SYS」という。)により、発生届の内容等の関係情報の入力を行うこととしたところです。

今般、HER-SYS を活用した新型コロナウイルス感染症に係る感染症発生動向調査における留意事項について、下記のとおり取りまとめたので、その内容を御了知いただくとともに、地方衛生研究所等、帰国者・接触者外来や地域外来・検査センター等の医療機関等に対し周知いただくようお願いします。

なお、厚生労働省においては、今後の統計情報の集計等については、HER-SYS に入力された情報に基づいて行うことを基本としますので、あわせて御了知いただくようお願いします。

記

- 1. 保健所等での入力における留意事項について
- (1) 主な流れ
- HER-SYS を活用した新型コロナウイルス感染症の患者(疑似症患者を含む。 以下同じ。)及び濃厚接触者(以下「患者等」という。)に係る情報の収集・ 共有の主な流れは、次のとおりである。

- ① 患者等が帰国者・接触者外来等を受診。帰国者・接触者外来等において (※)検査実施時にHER-SYS上に基本的な項目(下記(3)参照)等を入力。システム内で患者等に係るID(以下「患者等ID」という。)が生成される。また、同時に、宿泊療養や自宅療養になった場合、患者等自らがスマートフォン等で健康情報を入力する際に必要となるID(以下「スマホ入力ID」という。)が生成されるので、スマホ入力IDのみ患者等に伝達。
- ② 帰国者・接触者外来等において(※)検査結果判明時に HER-SYS 上に検査結果、入院の要否等を入力。
- ③ 最寄りの保健所において内容を確認の上、入院・宿泊療養・自宅療養の 別に応じて、所要の対応を行う。
- ④ 入院の場合は、入院先の医療機関において(※)、患者の状態等をHER-SYS上に入力。

宿泊療養・自宅療養の場合は、患者等がスマートフォン等を通じて日々の健康状態を入力。都道府県等の宿泊療養担当職員又は保健所(都道府県等から委託を受けた者を含む。)が、入力情報を確認。入力がない場合、症状に変化が見られる場合等は、患者等に電話連絡等を行い、その結果を入力。療養中に医療を受けた場合には、受診日、医療機関名等を入力。

- ⑤ 退院基準又は宿泊療養・自宅療養の解除基準を満たすことが確認された場合には、転帰情報等を入力。
- ※ 当該帰国者・接触者外来等又は当該入院先の医療機関に入力・閲覧権限が付与されていない場合には、基本的な項目、検査結果等について最寄りの保健所に連絡し、保健所が入力。スマホ入力 ID の患者等への伝達も、保健所が行う。
- (2) 新規の患者等の情報の入力と発生届における留意事項
- 新規の患者等に関する情報の入力(以下「新規作成」という。)については、都道府県等の委託を受けて行政検査を行う医療機関又は保健所において、検査実施時に行うことを基本とすること。濃厚接触者である場合や都道府県等の委託を受けて行政検査を行う医療機関にHER-SYSの入力・閲覧権限が付与されていない場合など、検査実施時に新規作成を行うことが困難な場合には、当該患者等に係る情報が適切に入力・管理されるよう、保健所や医療機関間の連携を確保し、必要な対応を行うこと。
- また、HER-SYS においては、基本情報が登録されて初めて、患者等 ID が 生成され、その後の関係者による情報入力や患者等によるスマートフォン等 を通じた健康状態の報告を行うことが可能となる。このため、医療機関や保

健所において、発生届の情報の入力に時間を要する場合には、まずは基本情報のみを入力して新規作成の作業を行い、関係者による入力や患者等による報告を行うことができるようにすること。

(3) 検査実施時及び結果判明時における留意事項

- (2)のとおり、検査実施時に患者情報をHER-SYSに入力すること。その際、直ちに入力できる氏名(漢字及びカタカナ)、生年月日、連絡先(住所、電話番号、メールアドレス)等の基本情報のみの入力とし、他の情報については検査の結果が出た際に入力することとしても差し支えない。
- 検査実施数やそのうち陽性又は陰性となった件数等の把握は、新型コロナウイルス感染症の検出状況を判断する上で必要な指標であることから、検査の結果が陰性である場合についても、当該結果を HER-SYS に入力すること。

この場合、結果として陰性であった疑似症患者の発生届出に関わるものであるが、各地域における発生状況等による業務負担等を踏まえて、まずは基本的な項目(※)についての入力を優先し、その他の項目については、順次、情報を更新することとしても差し支えない。

- ※ 発生届の様式(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一 部改正)」(令和2年5月13日付け健感発0513第4号)の別記様式6-1 をいう。)中、「1診断(検案)した者(死体)の類型」、「2当該者氏名」、 「3性別」、「4生年月日」、「8当該者所在地」及び「12診断方法」。
- 帰国者・接触者外来等において、都道府県等との契約に際して検査実施の報告を求めているが、少なくとも基本的な項目の記載があれば、当該報告があったものとみなすことができるという運用にすること。ただし、他の情報についても、後日報告が行われるよう取り扱うこと。
- 患者の状態等に応じて、抗原検査と PCR 検査の両方を受ける場合には、両 検査の結果を入力すること。
- 退院基準又は宿泊療養若しくは自宅療養の解除基準を満たした後、再度、 症状の変化等により検査を受けることとなり、その結果、確定患者と診断された場合については、新たな患者等としてシステム上で新規作成の作業を 行い、その後の健康状態等の情報の入力を行うこと。その際、過去の新型コロナウイルス感染症の罹患歴を入力するとともに、ID 管理画面の自由記載 欄に、以前のスマホ入力 ID を付記すること。なお、この場合、以前の入力

済みのデータを削除する必要はない。

(4) その他の留意事項

- 患者等の発生から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の間までに、患者等が保健所の管轄区域をまたいで居所を移動する場合など、主に担当する保健所が変更となる場合には、HER-SYS上で所要の処理を行うこと。この場合、変更処理を行う際に変更後の保健所に連絡を行う、双方の保健所が閲覧できる処理を行う等の対応により、変更前後の保健所における連携を図ること。
- HER-SYS において取り扱う情報は、その取扱いに特に配慮を要する個人情報であることから、ID・パスワードの管理、ウイルス対策ソフトの導入、盗み見防止への配慮等について、別添資料も参考にセキュリティ対策に万全を期すこと。また、システム利用統括責任者の配置等、適切な管理体制をとること。
- 2. 中央感染症情報センター、地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センターにおける取扱い
- 新型コロナウイルス感染症に係る情報については、日々、都道府県等において報道発表等が行われている状況にあることに鑑み、改正実施要綱第5の2 (1)において、中央感染症情報センター、地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター(以下「中央感染症情報センター等」という。)による週報又は月報を作成しないこととしたところ。このため、改正実施要綱第5の1(1)に基づく週報及び月報については、新型コロナウイルス感染症以外の感染症についてとりまとめ、公表すること。
- なお、この取扱いは、中央感染症情報センター等において、HER-SYS を活用した新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集及び分析を行うことを妨げるものではなく、改正実施要綱第5の2に従って、適切に行われることが重要である。必要に応じて、都道府県等と中央感染症情報センター等の間で両者の役割分担について相談し、緊密な連携を図ることが望ましい。

3. 統計情報の取扱い

○ 今後、厚生労働省においては、全国又は都道府県等ごとの統計情報については、HER-SYS に入力された情報に基づいて集計等を行ったものを公表し使用することとする。

- 各都道府県等においても、HER-SYS の登録情報について個人が特定されない 形で、統計情報として公表することは差し支えない。その際、HER-SYS におい ては、随時情報が更新されることとなるため、集計のタイミングによって、数 値が異なる可能性があることに留意すること(※)。
 - ※ 例えば、6月1日分の検査実施数について、必ずしも同日中に全ての医療機関、保健所等において入力が終わるとは限らないため、翌日(2日)に集計した数値と一週間後に集計した数値が一致しない可能性がある。
- 4. HER-SYS への関係情報の入力により省略可能となる事務等
- 次の事務については、HER-SYS への関係情報の入力が可能であるため、従来 の方法に代えて、HER-SYS への入力により行うことができること。
 - ① 感染症法に基づく医師による発生届
 - ② 宿泊療養及び自宅療養中の健康フォローアップにおける患者本人や委託 先(地域の医師会等)から保健所に対する報告
 - ③ 帰国者・接触者外来や地域外来・検査センター等の検査を行った医療機関から保健所に対する検査結果等の報告
- また、厚生労働省から都道府県等に別途依頼している調査・報告のうち、次のものについては、HER-SYSへの入力により回答・報告すること。なお、やむを得ない事情等により、HER-SYSへの入力が困難である場合には、回答方法等について個別に厚生労働省に相談すること。

(HER-SYS に関係情報を入力することで、別途厚生労働省への報告が不要となる調査事項)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について(協力依頼)」(令和2年2月12日付け健感発0212第3号)に基づく調査
- ・ 「各都道府県における新型コロナウイルス感染症患者のうち感染経路が特定できない症例の発生状況の確認依頼について」(令和2年5月8日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に基づく報告
- ・ 「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」(令和2年4月 26 日付け生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部(医療体制班)事務連絡)等に基づく療養状況等に関する報告

以上